

いくつかの先行研究があるが、スポーツ産業の全体像を大まかにはとらえているが、細部については不明瞭な点を残していた。

スポーツ産業の展開は、今後のスポーツの動向を占う上でも欠くことのできない大きな要素であるという点からするならば、スポーツ産業の実態についての基礎的データの収集は重要なことであろう。

上記の資料について若干の説明をすれば……

資料—(1)と資料—(2)の拙稿は、スポーツ産業(より広くは、教育・文化・スポーツ産業)の実態を、先行研究のなかにみるデータや統計をもとに描き出したものである。

このなかでは、スポーツ産業の全体的なデータもさることながら、個別業種や参加者個人に焦点を当てたデータ・統計を中心とした叙述を試みている。

資料—(3)と資料—(4)は、スポーツ産業に関する情報誌、刊行物は増加傾向にあるが、今回は、本研究室に収蔵されていない雑誌の記事を中心に、まとめてみた。

これらの記事(統計数値)の標本数、調査方法、調査対象、などについて不明瞭な点、あるいは「誘導」的な部分も散見され、必ずしも全てを鵜呑みにするわけにはいかないが、現在のスポーツ産業の現状をある程度まではとらえることができるであろう。また、逆に、「意図的」な調査であるが故に、その裏にあるスポーツ産業の“思惑”を読み取ることも可能であろう。

この作業を通じて導き出された今後の研究課題を一つだけあげれば、こうした既成の刊行物からの“借り物”のデータだけではなく、スポーツ産業に関する“自前の”データをつくり上げていくこと(調査)である。

---

## 【討論のまとめ】

---

本合宿はシンポジウム形式でスポーツ政策における民活路線を打破する理論と研究課題を明らかにすることを目的とした。ここでのまとめは、各

報告についての質疑と、論点に基づく全体討論の二部に分かれた討論の司会による記録である。

## 関報告について

質疑(1)今次保体審が国民との矛盾を深めるというが、それを外側からみるのか、国民の成熟から(内的に)みるのか。国民との具体的な矛盾はどういうものか。(2)企業とプロについては中間報告になく、まとめに出てきたというが、誰が、どのようにして出てきたのか。(3)各省庁との調整はどうなっているのか、国家全体の中でのこのまとめの位置づけは。(4)保体審型文化論批判の基準をどう設定しているのか。(5)アマチュアリズム復権?

これに対して、(1)は今後の課題、(2)はその経過の分析は必要、(3)は今後のスポーツ政策の重要な指針となる、(4)は、文化論としてはそれだけではよいものだが権利論がないから片手落ち、(5)は、アマチュアのあり方をプロ礼賛によって否定し、アマ・プロの区別を否定したことに反対で、そうした論はスポーツの発展にとって大切なものを放棄したもの、プロは資本の論理で動くからそれに身を売ったもの、と答えた。

指摘意見として、答申における財源問題の不透明、大学体育とスポーツ科学研究についての踏み込みについて注意喚起の意見があった。

## 内海報告について

質疑(1)民間委託の類型、公社とは何か、住民委託と住民管理の区別、土地信託と土地賃貸が民間委託の範疇に入らないのはなぜか。(2)杉並の事例でコミュニティ政策との関連、そのプラス・マイナス面、その経験の評価、あるいは自治意識が養われていないとする根拠。(3)民活の行政機構上の推進役はどこか。

これに対して、(1)自治体全額出資のものが公社、区別は無回答、土地信託等は自治体と無関係になるから、と答えたが、再質問で、報告者は、民間委託、公社とは施設の管理・運営・事業の全体に関わるもので、都民の施設でありながら都民が利用できないものとした。しかし、再々質問で、直

営と民間委託の区分のうち体協を後者に入れたのは妥当か、全国的に増大傾向にある体協委託を住民委託に入れていいか、また公社についての説明は本当か、出資は全額でなく一定額を用意して他との合わせて独立団体となるのが公社でないのかとの意見があり、公社の法的形態、そのスポーツ関与の性質について究明すべきことを確認した。(2)では、住民の諸運動の沈滞から自治意識が養われていないと判断したとの回答があったが、区政への参加の度合、区レベルの振興審議会の設置有無が基準の一つとなるという意見にもとづいて明らかにすべきであろう。(3)では、それはまさに首長部局で、スポーツリーダー養成、市町村スポーツ・レク施設、助成なども生活・文化局主導で、また港湾局が有明の森を管轄し、総じて教育委員会の機能低下が著しいことが確認された。

#### 新村報告について

主にYMCAとAYCについて具体的な事項、経営的問題の質疑がかわされた。ここではその詳細は省くが、報告者はAYCの事業の重要部門の非常勤水泳指導員で、この特殊な社会教育団体、営利を直接の目的としない第三の民間の活動の事例研究を今後とも追求してもらいたいというのが討論参加者の希望であった。

#### 尾崎資料報告について

重要な資料が提供され、大いに参考になった。質疑(1)スポーツ産業の構造はどうなっているのか、その歴史的発展の研究の有無。(2)スポーツの商業化という場合スポーツの技術を売ることが無視できないが、プロはどう位置づくか。(3)対象の総合的把握をどうしたらできると考えているか。

これに対して、(1)の研究で構造的にみたものは少なく草深のもの位ではないか。(2)はイベント、ジャーナリズムとの関わりでみるべきだと答えた。(3)は『スポーツ市場最前線』と『レジャー白書』の比較が必要であること、しかし等身大の像をどう描くかは依然課題だと述べた。短時間にもかかわらず重要な討論ができた。

#### 全体討論

主に保体審まとめをめぐる討論となった。論議の柱毎に発言者名を付して要旨を再録する。

##### 〈保体審の72年と89年の比較〉

高津「スポーツ改革の基礎の部分では各省庁が競合しつつ、協力関係をとっている。民活を基礎にして自治体の株式会社化をすすめ、同時に国家基準化・統制が用意されている。」関「各省庁のことはその通りだが、統合するものとして今回のものは提起されている。83年6月の15省庁連絡会議や地域芸術文化スポーツ振興懇、そして財界からの強い注文によるスポーツ振興懇をみても、国家・財界の要求の強い反映がみてとれる。」高津「私の言うのと別に矛盾してはいない。21世紀の基本構想では一致しているということだ。」藤田「72年と今回のメンバー構成の変化に注目すべき。企業国家体制の中でのスポーツの位置づけ、民活路線、スポーツ産業の日本社会の中での成立の仕方を解明すべきである。」関「全くその通り。ここで72年答申の歴史的条件について報告を補足したい。61年スポーツ振興法の精神の発展として、建前だが文部大臣の責任で保体審を設置、64年これにスポーツ振興基本方策諮問、7月中間報告、72年答申となるが、社会的状況は65年新体連創立に象徴される国民スポーツの高揚があり、革新自治体が国民の40%に達し、住民運動も高まった。これに対して文部省は懐柔的政策をとろうとし、一方ゴールドプランの紹介もありこれを下敷に答申が出された。今回ののはこの流れを否定したものだ。」藤田「今のような分析でいいのか。72年のものに出ているスポーツの位置づけ・考え方と今回のものとの違いはどうか。企業社会化の中でとらえるとどうか。」内海「高度成長のゆきづまりの中で財界から何も言われずに出たのが72年答申で、福祉国家論の枠にあった。今回ののは自治体まかせ、国の無責任化、財政的問題何も言わないというもの。臨教審・スポ振懇は政府全体で、しかし今回の保体審は文部省というのは後退だ。基金の消失がその証拠。財界でなくプロにお願いということで選手養成も果してできるか。」高津

「教育・福祉としてのスポーツから文化としてのスポーツの転換をどうみるか。72年答申は日本型福祉国家の中でコミュニティスポーツ、地域スポーツ計画を必然にしたが、労働・福祉の法制的転換はなかった。それは中間団体の不在に帰因する。自治体も法的に風化している。今後問題にすべきはリゾート法と生涯学習法だ。」内海「革新自治体と72年答申の結合は直接的ではない。革新自治体とスポーツの民主化はつながらない。スポーツの主体の問題だ。」高津「しかし、革新自治体の成立が契機となったことは確かだ。」尾崎「福祉国家路線の転換の問題で、公共経済学では教育は公共財から準公共財になっている。生涯教育は資本の側では以前と余り変わっていないのではないか。つまり優秀な労働力養成の要求では一貫している。ただ今回それが強く示されているとみるべきだ。」高津「それは文部省だけでみるからだ。」尾崎「いや、資本がスポーツをどうとらえていたか、72年と違って今回は、ということでもみるべきだ。」高津「資本の要求は決定的に違っている。72年は官僚主導型だ。」藤田「生涯教育論のスジとは別のものがある。72年は体力づくり政策の延長だ。」高津「二全総をどうみるか。建設省、農林省、自治省が関わる。福祉国家型への転換の試みがあったが、しかしそうならなかった。スポーツが商品として成り立つからではないか。」関「基調は高津の分析と同じだ。72年コミュニティスポーツ政策も経企庁のもそうだ。第五次産業としての位置づけである。」

#### 〈国民との矛盾の究明〉

この論点では研究課題として以下の発言があった。国民のスポーツ要求と充足の構造の究明。／今回は資本・国家からの一方的提起なのか大衆の側に素地があるのか。／商品としてスポーツが成り立つことをどうみるのか。／『レジャー白書88』では国民はまだスポーツに金を出していない。ジョギングでも金がかかる。差異化時代のスポーツ、リッチ気分というがこの白書ではそうっていない。差異化といっても産業として成立するのは大量需要だ。／そこでの指導スタッフは商業ペー

スの故に生活と将来に矛盾がある。

#### 〈スポーツ政策における公共と民間〉

内海「基金問題は企業の社会的責任問題だ。企業の税制上の規制は提起されるが、利潤の社会的還元については不十分。公共はどこまでが公共か。公共のズサンさにくさびが打ち込まれたのは事実で権利論だけでは限界がある。」関「72年では企業の施設の開放がうたわれている。」内海「59年にすでに基金についても言っている。」関「還元のさせ方の政策的提起はどういうものなのか。」内海「基金に焦点化させると訳りやすいということだ。しかし論理としては公共性論と切れている。」高津「公共性と資本のパートナーシップというのは何のためか。内海の公共性論では現実には合わないからか。」内海「現実には合わない。」

#### 〈自治体の問題〉

内海「スポーツの自治体論の論者は日本に何人もいない。」高津「いや、体育社会学の発表をみればそこから発展させるものをみるべきだろう。」関「自治体の実態はどうか、どう変化したか、実証という研究が必要だ。」

#### 〈アマチュアリズムについて〉

関「スポーツ商品化はスポーツの文化的性格が資本にとられることだから、アマチュアリズムの精神は守るべきだ。」上野「それとスポーツ思想の関係は？関の説明では階級論と商業主義がごちゃになっている。」関「私はブランデーの一面の積極性を認める。近代スポーツの尊い精神としてフェアプレイがある。」内海「ブランデーに選手育成財源があったか。アマチュアリズムでなくフェアプレイだけでいいのではないか。」関「プロのスポーツとの対比でやはりアマチュアリズムは必要。」伊藤「スポーツの商品化とスポーツマンの商品化は区別すべきだ。関の言い方だとプロは悪いものだという印象になる。」

(文責・司会 上野卓郎)